

平成26年2月19日（水）

第13回 職業能力開発研究会記録

研究会運営委員会

1. 開催日時、場所

- ・日時：平成26年2月19日（水）16:15～17:20
- ・場所：職業能力開発総合大学校 3号館 階段教室

2. 発表者、参加者数

- ・発表者：古川 勇二 校長（職業大）
- ・講演題目「本校における科学研究費補助金の使用方針と事例」
- ・参加者数：51名

3. 配布資料

- ・研究と特許申請
- ・科研費の申請について
- ・身体性認知科学に基づくフライス加工技能の修得・伝承モデルの構築 第1報 全体構想と予測される効果

4. 開会挨拶

遠藤教授から開会の挨拶、講演題目等の紹介があった。

5. 講演概要

- ・本校の特許処理について

本校の特許処理は、職業能力開発総合大学校発明取り扱いに関する規則（平成23年10月1日）に基づいて行われることになっている。ただし、古い規定をそのまま引き継いだものであり、平成23年10月の時点で議論して決められたものではない。

課題としては、発明者の権利保護がない事が挙げられる一方で、高齢・障害・求職者雇用支援機構に所属した発明はほとんど無いと思われる点である。また、極めて簡易な記述にとどまっていたあらゆるケースに適切に対応できないことが懸念される。今後は、日本の特許法30条に照らし合わせ、発明権利の確保を念頭において研究を進められる環境を整えるべきである。

- ・他大学における特許の取り扱い

特に京都大学では、平成16年度以降研究者の権利保護の取り組みが進んでいる。大学が研究経費をもつものでも、発明者は25%の発明権を持てるようになっている。他大学の特許の規定は、一般に40～50頁の分量があり、あらゆるケースに対応できるものが整いつつある。

金沢大学では「特許申請マニュアル」が整備されている。ここでは、職務発明が明確に定義されている。職務発明は人物（教職員）のものである事が理念となっていて、大学のものではないことが明記されている。大学と教職員とは、発明者が25%をもらい、大学が経費として75%をもらう関係であるとして位置付けられている。

- ・科研費の申請について

職業大の教員と基盤整備センター開発研究員には研究者番号を得ることができるようになり、研究者として位置づけが明確になった。科研費への応募は研究者としての「義務」であるとの認識が必要。また、日常的にユニット内、専攻内外、基盤整備センターとの議論を進めて、公募案件に備えることが必要。研究テーマは自己満足や他者の模倣では不採択となる。研究者自身の実績をベースにして、社会に役立つ研究提案を思考することが必要。申請は基盤研究BやCから始めると良い。複数の審査者がいるので、誰かとても低い点を付けられてしまうと平均点が下がってしまい、採択に至らない。どの審査員

にあたって、80点の点数を付けてもらうように申請を書くことがポイントとなる。採択率は20～30%であるから、一度不採択でもそこであきらめず、3年間申請して1件採択されれば良いという意識で申請にチャレンジしていくことが必要である。前年度よりも、今年度の申請件数が減っている。積極的な申請をお願いしたい。

・身体性認知科学に基づくフライス加工技能に関する研究について

前年度、基盤研究Bとして採択された研究テーマの紹介があった。古川校長、池田准教授、岡部准教授、菅野教授、寺内准教授、二宮助教、繁昌准教授、不破教授、和田教授、学生4名による共同研究である。フライス加工技能を事例に、従来の反復訓練による暗黙知の技能に身体性認知科学を導入し、技能を習得していく過程を科学的に解明する。技能修得に要する時間を短縮させるのが目的。スキルベース、ルールベース、ナレッジベースの3階層のモデルを構築し、身体性認知の伝達関数モデルを明らかにする。これの逆モデルをとることによって、技能伝承モデルも明らかにする。このような事例を参考に、ユニット内、ユニット間での協力を推進する必要がある。このような研究を通じて現場の加工技術を科学的に解明することで特許に繋がるのではないかと考えている。

6. 質疑応答

校長：清水先生、山本先生、吉水先生と共同研究した特許申請の事例経験についてコメントをお願いしたい。

清水准教授：受託研究という形で始まったが、早い段階から研究成果で特許を取ることを目標にして進めた研究。弁理士の先生にもアドバイザーとして入ってもらい、特許を成立させる上でどういう事を明らかにしていけばいいのかを常に打合せながら進めてきた。学術研究と違う側面を経験した。一昨年の8月に申請したが、申請後一年間は内容をブラシアップする期間があった。今回の経験で、今後研究と特許を結び付けて進めていくことができるようになったと考えている。

山本准教授：論文の書き方と特許申請の書き方の違いを経験できた。論文は仮説を検証して新規性・有用性・創造性を明らかにしていくが、特許では検証は不要で「あれもできる」「これもできる」と権利を細かく主張していく。このため関連特許の文章を読み解くのに苦労したが、弁理士の先生からの助言をもらいながら申請までこぎつけられたのは自分の力になった。

遠藤教授：科研費の連名になっている先生からもコメントあればお願いしたい。

和田（正）教授：今後ますます進展させる必要がある。

岡部准教授：緒についたばかりで、これから測定器材の調整を進めていきたい。

不破教授：実験場所の確保から始まった。科研費専用のエリアとして8号館の一角を確保できた。ユニットの研究室とは別に場所の確保が必要。職業大ならではの研究に参加できる意義は大きい。

7. 次回研究会について

特許申請に関して、以下の勉強会が予定されている。

- ・2/28（金）16:00～17:00：特許勉強会
- ・3/11（火）：職業大における特許の取り扱い
（職業能力開発総合大学校客員教授 鶴見 隆氏）

以上